

役場からのお知らせ

カスタマーハラスメント対策が 事業主の義務になりました

総務課 人事秘書係 ☎096(232)2111



10月1日から事業主は労働者を守るためのカスタマーハラスメント対策を講じることが義務化されました。職場における顧客などからの過大な要求や不当な言いがかりなどを行い、カスタマーハラスメントは、労働者に大きなストレスを与えるだけでなく、体調不良などによる離職の原因となりがねない社会問題となっています。

カスタマーハラスメントとは

左記のような内容が「カスタマーハラスメント」に該当します。

【例】

- 商品・サービスなどと全く関係のない要求
- 対応が著しく困難な要求
- 身体的な攻撃（暴行、傷害など）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要など）
- 威圧的な言動
- 継続的、執拗な言動
- 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）



暴言・暴力・威嚇

主な基本的対策

カスタマーハラスメントを想定した事前の準備

- ①カスタマーハラスメントに対する対応方針を明確化し、労働者に周知・啓発する。
- ②カスタマーハラスメントの内容および対処方法を労働者に周知する。
- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する。
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする。
- ⑤カスタマーハラスメントに毅然と対応し、特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針を定め、当該対処を行うことができる体制を整備する。

実際にカスタマーハラスメントが起きた際の対応

- ①事実関係を迅速かつ正確に確認する。
- ②速やかに被害者（労働者）に対する配慮のための措置を適正に行う。
- ③再発防止に向けた措置を講ずる。
- ④相談した労働者のプライバシー保護措置を講じ、相談者である労働者に対し不利益な取扱いをしないことを定め、労働者に周知する。

菊陽町の カスタマーハラスメント への対応

本町では、カスタマーハラスメントから職員を守り、適正な行政サービスの提供を維持するため、カスタマーハラスメントの対策を実施しています。

対応基本方針

職員がカスタマーハラスメントに該当する行為を受けた場合は、職員を守るため、複数の職員で対応するなど組織的に対応し、状況に応じて、警告を行う、対応を中止する、退去を要求するなど毅然とした対応を行います。さらに、当該行為が脅迫罪や強要罪のような犯罪に該当するものと判断するとき、またはそのおそれがあるときは、弁護士に相談する、警察に通報するなど法的な対応を行います。



役場からのお知らせ

緑のリサイクルにご協力ください

環境生活課 環境生活係 ☎096(232)2114

家庭から発生する剪定樹木をこみとして燃やさずに、資源として有効活用する「緑のリサイクル」に取り組みませんか。

次の期間において、チップ化するための剪定樹木を持参できる人を募集します。なお、希望者にはチップ状にした樹木を配布いたします。（予約制）

実施日	搬入時間	回収場所
12月7日(月)～ 19日(土) ※(日)は除く。	平日： 午前8時30分～正午 午後1時～4時30分 土曜日： 午前8時30分～ 11時30分	日野総合管理棟 熊本県菊池郡大津町 大津90-1



詳しくは
こちら

費用

無料（受付済申請書を持参すること）

処理の対象となる樹木

住宅敷地内の庭木、生け垣など（事業として請け負った造園業などから出るごみは対象外）

処理できない樹木

皮膚病の原因になる木（はげ、漆など）、実の付いた木、木の根、釘や針金が付いた木、建築廃材、竹

注意事項

- 事業者ではないこと
- 広がっている枝は切り落とすこと
- 土や小石などを混入させないこと
- 車からの搬出はご自身で行うこと

申込方法（予約制）

環境生活課窓口またはQRコードで申し込む。

※電話での申込受付は行っていません。



申し込みは
こちら

申込期限

12月3日(木)

※予約数が多い場合は、早めに締め切る場合があります。

第十二回特別弔慰金の 申請はお済みですか

福祉課 地域福祉係 ☎096(232)4913

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日に「恩給法による公務扶助料」や「援護法による遺族年金」などを受ける人がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に特別弔慰金を支給します。

支給対象者

- ①令和7年4月1日までに援護法による弔慰金の受給権を得た人
- ②戦没者などの子
- ③戦没者などの父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
- ④①～③以外の戦没者などの三親等内の親族

支給額

額面27.5万円（5年償還の記名国債）

申請期限

令和10年3月31日(金)まで

申込方法

電話で申し込む（事前予約制）。

危険箇所の対策を進めています 通学路点検後の 取り組み

学務課 総務係 ☎096(232)4918

5月に行った通学路合同点検の際、安全対策が必要と判断された危険箇所について、路面表示などの塗り直しや交差点のカラー化などに必要な予算が、9月議会で承認されました。今後は、早期の事業完了を目指して、関係機関が一丸となり、スピード感を持って、児童・生徒の安全確保に取り組めます。なお、具体的な対策箇所は、町ホームページに掲載していますので、ご覧ください。



路面表示の塗り直しを実施予定